

# 雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備及び経過措置に関する省令案（労働者災害補償保険法施行規則及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部改正関係）の概要

## 1 改正の趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）により、平成22年1月1日より船員保険のうち職務上疾病及び年金部門を労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）に統合することとされたことから、所要の整備を行うものである。

## 2 改正の概要

### （1）給付基礎日額の算定方法の特例について

船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動する場合について、労災保険の給付基礎日額の算定方法に特例を設けることとする。

具体的には、1年を通じて船員として船舶所有者に使用され、基本となる固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合は、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金の額とを基準として、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とする。

### （2）一人親方等である船員に係る労災保険の適用について

現行船員保険法において運用で対象とされている法人組織の代表者等である船員を労災保険における特別加入の対象とするため、以下の省令改正を行う。

- ① 第二種特別加入（一人親方等）の対象に「船員法第1条に規定する船員が行う事業」を追加する。
- ② 「船員法第1条に規定する船員が行う事業」に従事する一人親方の団体が定めなければならないこととされている措置及び事項を免除する。
- ③ 「船員法第1条に規定する船員が行う事業」に係る料率を50/1,000とする。

## 3 施行期日

平成22年1月1日